

# 令和8年度 初任者研修等資格取得支援事業 Q&A(利用者用)

令和8年4月1日現在

No.	Q	A
<b>(1) 対象者について</b>		
1	どのような人が本事業の対象となりますか。	<b>東京都内で介護業務への就労を希望する</b> 学生（大学生・短大生・専門学校生・高校生及び高等専修学校生）及び既卒者、主婦・主夫、元気高齢者、離職者、就業者が対象となります。
2	現在、介護事業所・施設で就業中、または既に就職内定の状況にある人は対象となりますか。	対象となりません。
3	看護師資格を保有している人は対象になりますか。	対象となりません。看護師資格を保有していることにより、有資格者として介護業務への就労が可能であるためです。
4	社会福祉士資格を保有している人は対象になりますか。	資格取得後に介護職を希望している場合は、対象となります。
5	学生は最終学年でないと申し込むことができますか。	大学生・短大生・専門学校生・高校生・高等専修学校生であれば、学年は問わず申込可能です。なお、中学生以下の学生は対象外です。 また、高校生でも15歳の場合は、研修事業者によっては受講ができないところもあります。 研修事業者に確認をした上で、希望の講座を選択してください。
6	外国籍の人は、申し込むことができますか。	本事業は資格取得後に東京都内で介護業務への就労を希望する方となっているため、まずは、「出入国在留管理庁HP（ <a href="https://www.moj.go.jp/isa/">https://www.moj.go.jp/isa/</a> ）」を参照の上、ご自身が介護業務に従事できる在留資格を満たしているか確認してください。  また、日本語能力の基準はありませんが、資格取得および介護業務への就労にあたっては一定の日本語能力が必要なことから、東京都福祉人材センター（以下、「人材センター」とします）では申込みにあたり、 ・事業内容を理解し自身で手続きができるか ・申込書を自筆で作成できるか（作文含む） ・相談員の面談に単独で応じることができるか 等を確認させていただきます。確認の結果によっては、申込を受け付けられないこともあります。
7	受講対象は「東京都内で介護業務への就労を希望する学生及び既卒者、主婦・主夫、元気高齢者、離職者、就業者」とありますが、居住地が東京都以外の者も受講可能ですか。	受講可能です。

# 令和8年度 初任者研修等資格取得支援事業 Q&A(利用者用)

令和8年4月1日現在

No.	Q	A
<b>(2) 申込みについて</b>		
8	本事業の申込み方法について教えてください。	<p>指定様式である「初任者研修等資格取得支援事業申込書」にご記入の上、人材センター（飯田橋・立川）に来所または郵送にて、各講座の申込締切までにお申込み（※1）ください（郵送の場合は飯田橋に書類必着）。</p> <p>なお、申込みには人材センターへの求職票登録（※2）が必要です。</p> <p>（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書には課題作文がありますので、指定されたテーマに沿って作文してください。</li> <li>・申込時には、就労相談を受けていただく必要があります（Q13参照）。なお、高校生及び高等専修学校生（第3学年まで）は就労相談を必須としません。</li> <li>・学生の申し込みには学校の推薦が必要です（Q17参照）。</li> </ul> <p>（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職票登録は来所のほか、「福祉のお仕事」サイトからインターネットでも登録できます。なお、すでに求職者登録が済んでいる場合は、再登録の必要はありません。</li> <li>・高校生及び高等専修学校生（第3学年まで）は求職票登録を必須としません。</li> </ul> <p>申込内容に不備がある場合や、電話が繋がらないなどにより就労相談ができない場合には、本事業の申込受付はできません。 希望講座の申込締切までに申込受付完了とならなかった場合には、受付中の別講座から再度検討していただく必要があります。</p>
9	申込みは先着順ですか。	<p>各講座の申込者数とその講座の定員に達した時点か、もしくは各講座の申込み期限に達した時点の、いずれか早い方の時点で、申込受付を終了します。 希望の講座に申し込みなかった場合は、受付中の講座から再度ご検討ください。 なお、事業期間の終了日（令和9年2月28日）に近づくにつれて、申込可能な講座が少なくなりますので、余裕を持ってお申し込みください（年度の途中で講座の追加が行われる場合もあります）。</p>
10	講座の申込締切はどのようにして確認すれば良いですか。	<p>人材センターHPに掲載されている「講座検索ページ」からご希望の講座の「申込締切日」をご確認ください。各講座の開講の約15日前が締切日となります。ただし、土日祝日や年末年始等の人材センター閉所日が15日前にあたる場合はご来所・郵送ともに申込受付ができません。この場合の申込期限は、当該日より直前金曜日もしくは人材センター開庁日までとなりますので、スケジュールに余裕を持ってお申し込みください。</p>
11	申込書はどこから入手できますか。	<p>人材センターHPからダウンロードいただくか、もしくはセンター（飯田橋・立川）にご来所ください。</p>
12	講座一覧や申込書を送ってもらうことはできますか。	<p>できません。 恐れ入りますが、インターネット及びプリンターが利用できる環境から印刷いただくか、人材センター（飯田橋・立川）にご来所ください。</p>
13	申込書提出時の就労相談はどのようにして行うのですか。	<p>来所での申込の場合：就労相談は人材センター相談窓口にて実施します。手続き及び相談には30分程度要します（混雑状況にもよります）。 郵送での申込の場合：書類到着後数日以内に、人材センターの相談員から申込書に記載いただいた電話番号に電話をし、申込内容の確認と就労相談を実施します。相談には30分程度要します。</p>
14	受講決定通知を受け取った後、受講講座の変更、またはキャンセルはできますか。	<p>原則として、<b>受講決定通知後の受講講座変更やキャンセル、またそれに伴う本事業の再申込は、今年度に限らずできません</b>（受講予定先の事業者にも受講希望者と同じタイミングで受講決定通知を送付しており、講座資料等のご準備を頂いているため）。</p>

# 令和8年度 初任者研修等資格取得支援事業 Q&A(利用者用)

令和8年4月1日現在

No.	Q	A
15	受講講座を途中辞退した場合、本事業に再申込することはできますか。	受講の途中辞退及び受講中断となった方は、今年度に限らず、本事業の再申込はできません。
16	家族に要介護者がいるので、介護職員初任者研修資格をとって、介護に役立てたいと思います。本事業への申込はできますか。	本事業は、 <b>介護業務への就労を希望することを対象要件としており、<u>家族介護のみを目的として利用することはできません。</u></b>
17	学生用申込書にある学校の推薦書は、誰のサイン及び押印が必要になりますか。	推薦者は「進路指導担当者（大学の場合はキャリアセンターの職員）」もしくは「担任の先生」となります。押印は学校印でも、推薦者の方の個人印でも構いません。
18	30歳ですが、現在学校に通っています。申込書は【学生用】と【一般用】どちらを使用すれば良いですか。	年齢を問わず、学生の場合は【学生用】を使用してください。また、【学生用】の申込書にある「学校からの推薦書」の記入も必須となりますのでご準備の上、お申込をお願いします。 ただし、就労が主だが、学校にも通っているという方は、ご本人の選択にお任せします。
<b>(3) 講座について</b>		
19	講座はいつから開講されますか。	最も早いもので、6月上旬から開講、受講開始となります。申込みは5月中旬から受付を開始します。
20	講座はどこで確認すればよいですか。	現時点で申込可能な講座の一覧は、人材センターHPに掲載されている「講座検索ページ」で検索をしてください。開講地域、開講形態（通学か通信か）、開講日程（平日コース/土日祝コース/夏休みコース）等、希望条件を絞って検索することも可能です。
21	開講時期によって何か違いはありますか。	開講時期による違いはありませんが、各コースにより、研修機関（実習先）の場所、開講形態（通学か通信か）開講日程（どれくらいの月数で受講完了となるか、平日コース/土日祝コース/夏休みコース）等が異なります。 ご自身の都合に合わせて選択してください。
22	受講料は無料とのことですが、一切費用がかからないのですか。	研修会場までの交通費、昼食代等は自己負担となります。通信形式の場合は、レポート提出の郵送費が自己負担となる可能性もありますので、研修事業者にご確認ください。 また、実習がある講座は、健康診断の受診が必要な場合もあり、研修事業者によっては受診費用の一時負担をいただくこともあるので予めご確認ください。 ※人材センターHP掲載「講座検索ページ」を参照。
23	研修はどのような事業者が実施するのですか。	人材センターHP上に受託決定した研修事業者の一覧を公開しております。 ※人材センターHP掲載「令和8年度介護職員資格取得支援研修事業 事業者一覧」を参照。
24	受講講座はどのように決定されるのですか。	受講希望の講座を第1希望から第3希望までご記入いただき、そのいずれかで決定します。希望講座すべてが定員上限に達していたり、最少催行人数を満たさず開講中止となる場合は、人材センターから連絡の上、再調整となります。
25	受講希望は、第3希望まで書かないといけませんか。	申込状況によっては、締切が早まることや、開講中止となる場合があります。そうした場合、第2から第3希望の中で調整しますので、原則第3希望まで記入してください。

# 令和8年度 初任者研修等資格取得支援事業 Q&A(利用者用)

令和8年4月1日現在

No.	Q	A
26	研修日程のうち、何日か出席できない日があります。その場合、欠席した授業について補講をしてもらえますか。	原則として、 <b>すべての研修日程に出席できることがお申し込みの条件</b> です。補講による振替授業対応は、研修事業者が定めるやむを得ない場合に限りです。振替不可のカリキュラムや補講の条件がある場合もあります。補講を希望された場合でも必ず補講を受けられるとは限りません。補講条件等は研修事業者へ連絡の上、お申し込み前に確認してください。
27	人材センターからの受講決定通知はいつ送られてきますか。	決定講座開講日の10日前を目途に受講決定通知を発送します。開講日まで一週間を切っても受講決定通知が届かない場合は、人材センターまでお問合せください。
28	講義時間はどの程度ですか。	人材センターHP掲載「講座検索ページ」にて、該当講座の講義・演習時間（目安）を確認いただけます。詳細については、研修事業者にお問合せください。
29	演習ではどのようなことを行うのですか。	演習では、実際の介護技術について実技演習を通じて習得するのはもちろんのこと、グループワークによる事例検討等を通じて介護業務の理解を深めていきます。
30	生活援助従事者研修及び介護職員初任者研修を受講するにあたって、保有する資格に応じて科目免除規定は適用されますか。	研修受講先の学則に依らず、本事業を利用して研修を受講する場合は免除規定の適用外となります。 生活援助従事者研修はおおよそ59時間、介護職員初任者研修はおおよそ130時間、設定されているカリキュラムをすべて受講する必要があります。
31	通信形式は、自宅学習のみで資格をとることができますか。	できません。 通信形式の場合でも、130時間のうち約90時間はスクーリング（通学）が必要です（介護職員初任者研修の場合）。 ※通学日程は人材センターHP掲載「講座検索ページ」を参照。
32	受講する初任者研修が通信コースです。自宅学習時間では、インターネット環境が必要ですか。	「自宅学習」とは、自宅等において行うテキストを使用して進める学習（例：レポート作成）を指します。原則、インターネット接続の上で学習していただくことはありません。
33	受講会場はどちらになりますか。	人材センターHP掲載「講座検索ページ」にて、講座ごとに最寄駅を掲載してありますのでご確認ください。会場の詳細は、人材センターの受講決定通知後、研修機関から地図等が送付されます。
34	研修の修了証明書はいつ、どこでもらえますか。	<b>修了証明書は、人材センターにて交付します</b> （※受講される研修機関ではありません）。 研修機関より証明書が届き次第、人材センターから交付通知をご本人に送ります。内容をご確認の上、その通知と身分証明書（学生証、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）を持参し、必ずご本人が人材センター（飯田橋・立川）までお越しください。 ※立川（多摩支所）での受取りをご希望の場合は、受け取り希望日の10日前までに事前予約が必要です。
35	研修を令和9年2月28日までに修了できなかった場合はどうなりますか。	補講を含めて、必ず令和9年2月28日までに終わらせてください。 万が一、やむを得ない事情で <b>令和9年2月28日までに修了できなかった場合のその後の補講の有無や、費用負担については、各研修事業者により異なります。</b> なお、本事業期間外に行う研修に関しては人材センターは関与しないため、 <b>補講の費用が発生する場合には、自己負担となります。</b> あらかじめご承知おきください。
36	研修事業者の独自カリキュラムに参加しなくても、修了証をもらえますか。	研修事業者の独自カリキュラムを含めた講座を本事業の指定講座として認定しています。従って、独自カリキュラムも参加することが修了の条件です。